

令和3年10月1日

工学部における学生の成績等開示請求及び異議申し立てについて

工 学 部 長

鹿児島大学は、学生の成績等についての開示請求、また教学上の判定に不服がある場合には異議申し立ての制度を整備しています。

全学の方針「学生の成績等開示請求及び異議申し立て等への対応に関する全学的指針」に基づいて定められた「工学部における学生の成績等開示請求及び異議申し立てに関する申し合わせ」の概略を以下に示します。

成績等開示請求、および異議申し立ての対象となるのは以下のような場合です。

- ・成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われるもの
- ・シラバス等で周知している成績評価方法から明らかに逸脱した評価であると思われるもの
- ・進級判定及び卒業判定において、誤集計・誤判定等の誤りがあると思われるもの

成績評価基準（採点基準等）に関する異議申し立ては認められません。

1 成績評価等に疑義のある場合の申請前手続きについて

成績評価等に疑義のある学生は、学生係に申し出てください。学生係が当該科目担当教員に疑義の内容について問い合わせを行い、その結果をお知らせします。

2 成績等の開示請求

1の手順を経てもなお成績評価に対する疑義が解消されない場合には、以下に定める期間内に「成績等の開示および異議申し立て申請書」を学生係に提出し、成績等の開示請求を行って下さい。

- 1) 成績評価については成績発表日から7日以内
- 2) 進級判定および卒業判定については発表日から7日以内

成績等の開示請求に対する回答は、原則として開示請求日より10日以内に、プログラム長が行います。その回答に疑義がある場合は、プログラム長の詳しい説明を受けて下さい。

3 成績等の開示請求の回答や教学上の判定に不服のある場合の異議申し立て

2の成績等の開示請求を行ってもなおその回答に不服がある場合、または教学上の判定に不服がある場合には、その事由が発生した時点から以下の期間内に「成績等の開示および異議申し立て申請書」を学生係に提出し、異議申し立てを行って下さい。

- 1) 成績等の開示結果に対する異議申し立ての場合は7日以内
- 2) 工学部の教学上の判定に不服のある場合は随時

異議申し立てに対する学生への回答は、原則として、開示請求日より起算して7日以内に教務委員長が行います。その回答に疑義がある場合は、教務委員長の詳しい説明を受けて下さい。

4 再異議申し立て

異議申し立てに対する回答に不服がある場合は再異議申し立てをすることができます。この場合の手続きは異議申し立てと同じです。